

令和2年度医療費適正化事業の実績について

No.	事業名	事業目的	対象者		実施状況			評価・課題等
			年齢	対象者	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
1	特定健康診査事業 特定保健指導事業	メタボリックシンドロームに着目した生活習慣病の予防を図る。	40～74	全員 (特定健診の結果、基準該当者に対し特定保健指導を実施)	<特定健康診査> 対象者数 27,807人 受診者数 13,609人 受診率 48.9% <特定保健指導> 対象者数 1,694人 終了者数 268人 終了者の割合 15.8%	<特定健康診査> 対象者数 27,123人 受診者数 13,458人 受診率 49.6% <特定保健指導> 対象者数 1,631人 終了者数 171人 終了者の割合 10.5%	<特定健康診査> 対象者数 27,227人 受診者数 12,205人 受診率 44.8% <特定保健指導> 対象者数 1,493人 終了者数 150人 終了者の割合 10.0%	○令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により特定健康診査受診率・特定保健指導実施率ともに前年度から減少した。 ○令和3年度以降は、健康課と連携し、特定健康審査の受診率の向上に取り組むとともに、特定保健指導の実施率の向上に向けて、委託事業者と協議し、有効な対応方策を検討・実施する。
2	ジェネリック医薬品差額通知事業	ジェネリック医薬品の利用率を向上させることにより、自己負担額及び医療費の軽減を図る。	20～74	ジェネリック医薬品に切り替えることにより、100円以上自己負担額の軽減が期待できる被保険者	通知回数 年9回 通知件数 5,083通 利用率 75.6% (平成31年3月)	通知回数 年9回 通知件数 3,497通 利用率 78.7% (令和2年3月)	通知回数 年9回 通知件数 3,918通 利用率 80.4% (令和3年3月)	○令和2年度に利用率が前年度から1.7ポイント上昇したことは評価できる。 ○引き続き第2期データヘルス計画の目標値（対象者への通知率：100%・通知後普及率：80%）の達成に向けて取り組む。
3	糖尿病性腎症重症化予防事業	糖尿病、糖尿病性腎症の知識を取得し、生活習慣を改善することにより、新たな人工透析患者の移行を予防する。	40～74	レセプトデータと健診データの分析により抽出した基準該当者	対象者数 53人 参加者数 7人 参加率 13.2% 終了者 6人 終了率 85.7%	対象者数 48人 参加者数 2人 参加率 4.2% 終了者 1人 終了率 50.0%	対象者数 54人 参加者数 3人 参加率 5.6% 終了者 3人 終了率 100.0%	○令和2年度は参加者数が前年度から1人増加し、参加者全員がプログラムを終了した。 ○令和3年度は対象者が多い医療機関（2機関）に協力を依頼しており、参加者数・終了者数の増に向けて取り組む。
4	受診勧奨通知事業	生活習慣病の治療が必要で医療機関を受診していない方に対して受診勧奨通知を送付し、受診を促すことにより病気の重症化を予防する。	40～74	生活習慣病に関連する数値から、医療機関の受診が必要と思われる方	通知件数 184通 再勧奨通知件数※ 100通 再勧奨電話※ 23件 ※平成30年度から実施	通知件数 182通 再勧奨通知件数 99通 再勧奨電話 23件	通知件数 207通 再勧奨通知件数 100通 再勧奨電話 11件	○引き続き受診勧奨通知と再勧奨電話を行い、医療機関受診につなげていく。
5	重複・頻回受診、重複服薬訪問指導事業	重複受診者（同一疾患で3医療機関以上の受診）、頻回受診者（1医療機関に8回以上の受診）及び重複服薬対象者（同系の医薬品が計60日以上処方）を抽出し、直接連絡をし、保健指導を行う。	40～74	①重複受診者 ②頻回受診者 ③重複服薬対象者	対象者 74人 受診者 25人（33.8%） 終了者 25人（100.0%）	対象者 66人 受診者 23人（34.8%） 終了者 22人（95.7%）	対象者 74人 受診者 19人（25.7%） 終了者 19人（100.0%）	○令和2年度は、受診率が前年度から9.1ポイント減少したことが課題である。 ○今後は第2期データヘルス計画の目標値（指導参加率：40%、受診行動適正化率（改善率）：50%、1人当たり医療費が削減された人の割合：50%）の達成に向けて取り組む。
6	レセプト点検	レセプトにおける請求内容について、診療報酬・調剤報酬等の算定方法及び算定点数に関する点検を実施する。	—	—	財政効果額 (被保険者一人当たり) 984円	財政効果額 (被保険者一人当たり) 1,295円	財政効果額 (被保険者一人当たり) 1,358円	○毎年度財政効果額が増えていることは評価できる。 ○引き続き財政効果額の増に向けて取り組む。
7	療養費の適正化	柔道整復師の施術に係る療養費支給申請書の点検を行い、確認の必要があると思われる支給申請については、被保険者に対し調査票を発送する。 (平成27年7月から)	—	—	発送件数 192通	発送件数 190通	発送件数 143通	○毎年度調査票の発送件数が減っていることは評価できる。 ○引き続き調査票を発送し、療養費の適正化に取り組む。